岩手県道路交通法施行細則及び岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

平成26年5月30日

岩手県公安委員会

委員長 雫 石 禮 子

岩手県公安委員会規則第6号

(申請用写真の添付省略)

岩手県道路交通法施行細則及び岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 (岩手県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 岩手県道路交通法施行細則(昭和35年岩手県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

項において準用する場合を含む。)、第30条の9第3項及び 第30条の10第2項に規定する申請用写真を添付する必要がな い場合は、次に掲げる場所において申請又は申出を行う場合 とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、免許証の再

改正前

交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されてい

 $(1)\sim(5)$ 「略]

る場合は、この限りでない。

別表第1 (第2条関係)

申請書等	経由先			
[略]				
[略]	[略]			
運転免許証の更新期間前における免許				
<u></u> 証更新申請書				
(施行規則別記様式第18の2)				
[略]				

様式第19号の2(第31条の3関係)

「略]

道路交通法第101条の2の2第5項の規定により、同法 第101条第4項の適性検査を次のとおり実施しますので通 知します。

「略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(申請用写真の添付省略)

第31条の2 施行規則第29条第3項(施行規則第29条の2第2 第31条の2 施行規則第29条第3項(施行規則第29条の2第3 項において準用する場合を含む。)、第30条の9第3項及び 第30条の10第2項に規定する申請用写真を添付する必要がな い場合は、次に掲げる場所において申請又は申出を行う場合 とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、免許証の再 交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されてい る場合は、この限りでない。

改正後

 $(1)\sim(5)$ 「略]

別表第1 (第2条関係)

申請書等	経由先
[略]	
[略]	[略]
特例更新申請書	
(施行規則別記様式第18の2)	
[略]	

様式第19号の2 (第31条の3関係)

「略]

道路交通法第101条の2の2第5項の規定により、同法 第101条第5項の適性検査を次のとおり実施しますので通 知します。

「略]

(A4)

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成4年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように 改正する。

改正前	改正後
(警察本部長委任事項)	(警察本部長委任事項)

第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。

72米 音条子印及に安正する事項は、人のともうとする。				
	事務の種類	内 容		
道路交	[略]			
通法の	第90条第5項、第	[略]		
施行に	103条第1項及び第			
関する	4項並びに <u>第104条</u>			
事務	の2の3第1項			
	[略]			
	第104条の2第1項	[略]		
	第106条の2第1項	[略]		
	及び同条第2項			
[略]		L		

第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。

/14	Way BWINKIERE / OF MICK MOVEROVE / O					
		事務の種類	内 容			
	道路交	[略]				
	通法の	第90条第5項、第	[略]			
	施行に	103条第1項及び第				
	関する	4項並びに <u>第104条</u>				
	事務	の2の3第3項				
		[略]				
		第104条の2第1項	[略]			
		第104条の2の3第	免許の効力の停止及びその			
		1項	<u>解除</u>			
		第104条の2の3第	免許の効力の停止の処分の			
		2項	際の弁明の機会の供与			
		第106条の2第1項	[略]			
		及び同条第2項				
	[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。